

第12章 物資

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、都は、備蓄の推進等¹⁶²の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄¹⁶³

- ① 都、区市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画を踏まえ、行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹⁶⁴。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁶⁵。【保健医療局、各局】

- ② 都は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。【保健医療局】
- ③ 都は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。【東京消防庁、保健医療局】

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 都は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。

なお、都は、感染症まん延時に医療現場で個人防護具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。【保健医療局】

¹⁶² 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

¹⁶³ ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹⁶⁴ 特措法第10条

¹⁶⁵ 特措法第11条

- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。都は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。【保健医療局】
- ③ 都は、協定締結医療機関に対して、各施設における実情を踏まえ、国が定める品目・水準にかかわらず必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。【保健医療局】
- ④ 都は、協定を締結していない医療機関等に対しても、施設内感染等の発生などの状況に備え必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。【保健医療局】
- ⑤ 都は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する¹⁶⁶。【保健医療局】
- ⑥ 都は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。【保健医療局、福祉局】

1-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。【総務局、保健医療局、生活文化局、都市整備局、関係局】

¹⁶⁶ 感染症法第36条の5

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、都は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 都は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する¹⁶⁷。
【保健医療局】
- ② 都は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。【保健医療局】

2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 都は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。【保健医療局】
- ② 医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。【保健医療局】
- ③ 都は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。【保健医療局】
- ④ 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具を供出する準備等を行う。【保健医療局】

¹⁶⁷ 感染症法第36条の5

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、都は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 都は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する¹⁶⁸。【保健医療局】
- ② 医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。【保健医療局】

3-2 不足物資の供給等適正化

都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具の供出を行う。【保健医療局】

3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

都は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各局、他の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める¹⁶⁹。【保健医療局、各局】

3-4 緊急物資の運送等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等

¹⁶⁸ 感染症法第36条の5

¹⁶⁹ 特措法第51条

販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁷⁰。【保健医療局、指定地方公共機関所管局】

- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する¹⁷¹。【保健医療局、指定地方公共機関所管局】

3-5 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する¹⁷²。【保健医療局、関係局】

- ② 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹⁷³。【保健医療局、関係局】

- ③ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹⁷⁴。【保健医療局、関係局】

- ④ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、必要に応じ、国に上記①から③までの措置を行うよう要請する¹⁷⁵。【保健医療局、関係局】

¹⁷⁰ 特措法第54条第1項及び第2項

¹⁷¹ 特措法第54条第3項

¹⁷² 特措法第55条第1項

¹⁷³ 特措法第55条第2項

¹⁷⁴ 特措法第55条第3項

¹⁷⁵ 特措法第55条第4項